

## 「青森結婚応援団」制度実施要領(案)

### (趣旨)

第1 この要領は、地域、企業、行政が一体となって、社会全体で結婚を希望する県民を応援する機運醸成を図ることを目的とする「青森結婚応援団」制度を実施するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「青森結婚応援団」制度

新婚夫婦又は結婚を予定している者（以下「新婚夫婦等」という。）が、あおり結婚応援パスポートを協賛店の店舗等において、提示することにより、割引や特典等のサービスを受けることができる制度をいう。

(2) 新婚夫婦

結婚（法律婚以外を含む）した者及び青森県パートナーシップ宣誓制度や市町村による同様の制度に基づき宣誓を行った者をいう。

(3) 結婚を予定する者

結婚（法律婚以外を含む）を予定している者をいう。

(4) あおり結婚応援パスポート

「青森結婚応援団」制度のホームページ（現在構築中）からログインし、スマートフォン等に表示されるデジタルパスポートをいう。

(5) 「青森結婚応援団」制度協賛店（「以下「協賛店」という。」

「青森結婚応援団」制度に賛同し、パスポートの利用者に割引やポイント等のサービスを提供する店舗、施設、企業等をいう。

### (制度の実施体制)

第3 県は、県内市町村、店舗等の協力を得て、「青森結婚応援団」制度を実施する。

2 県は、「青森結婚応援団」制度の趣旨を県民等に対して広く周知し、制度を円滑に推進するとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) あおり結婚応援パスポートの交付に関すること。

(2) 協賛店の募集、登録に関すること。

(3) その他「青森結婚応援団」制度を推進するために必要な事務を行うこと。

3 市町村は、「青森結婚応援団」制度の周知に協力するものとする。

4 協賛店は、新婚夫婦等があおり結婚応援パスポートを提示した場合に、独自に設定したサービスを提供するものとする。

なお、協賛店の募集方法等については、別に定める。

### (結婚パスポートの交付対象者)

第4 あおり結婚応援パスポートの交付対象者は、原則として県内に居住しているか、勤務している新婚夫婦等のうち、以下の者をいう。

(1) 新婚夫婦

結婚（法律婚以外を含む。）後3年以内の者及び青森県パートナーシップ宣誓制度や市町村による同様の制度に基づく宣誓を行ってから3年以内の者とする。

ただし、3年以内に青森県内に転居した者も対象とする。

(2) 結婚を予定する者

3年以内に結婚を予定している者とする。

県外居住者であっても、結婚後に青森県に居住する予定の者も対象とする。

(あおり結婚応援パスポートの交付)

第5 県は、あおり結婚応援パスポートの利用を希望する者が、「青森結婚応援団」のホームページから利用者登録を行い、ログイン画面においてメールアドレス及びあらかじめ設定したパスワードを入力した場合に、パスポートを電子表示させることにより結婚パスポートを交付する。

2 前項において利用者登録を行う際に、収集する項目は、氏名、性別、メールアドレス、結婚した日（パートナーシップの宣誓の場合は受領証等交付日）又は結婚予定日、居住市町村とする。

(あおり結婚応援パスポートの利用)

第6 あおり結婚応援パスポートは、新婚夫婦又は結婚を予定する者が協賛店を利用する場合に限り使用できる。

2 あおり結婚応援パスポートの有効期限は、結婚した日又は結婚予定日から3年を経過する日の前日までとする。

3 あおり結婚応援パスポートは、他人に貸与、譲渡等してはならない。

4 あおり結婚応援パスポートの不正使用があった場合は、県は当該パスポート利用者の利用者登録を削除することがある。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要領は、令和5年※月※日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第5第1項による交付は、令和5年12月22日からとする。